

【第4回質問】 質問番号16番、54番

回答：

S P Cが販売許可を受ける場合、受けない場合のいずれの提案でも結構です。

ただし、前回は記載したとおり、医薬品については法の定めによることとします。

S P Cが販売許可を受けない場合の運用例は、次のとおりです。

なお、ここに記載しているのはあくまでも例示であり、この他にも病院側が良い品を安く、継続して購入できる方法があれば提案を受けます。

<例示> S P Cが販売許可を受けない場合

S P Cは、販売許可のある卸会社A（S P Cの構成員、協力企業または受託企業でなくともよい）に対し、価格交渉や発注・支払い等の事務を公共に代わって行います。

あわせて、S P Cは公共側に薬品・診療材料等の価格（単価）を提案します。この単価は契約に定めます。

卸会社Aは、各卸業者、メーカー等と契約し、商品を発注し、納品を受け、病院に対して納品（卸会社Aから病院の薬品倉庫に納入）します。

S P Cは、検収、払い出し等の業務を代行します。

この場合の発注者はあくまでも病院です。

別図（物流.ppt）を参照してください。